

7 産業教育手当に関する調査

全国高等学校農場協会振興局

1. 調査目的

「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」は、産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法の趣旨に基づき、公立の高等学校において農業等に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に対して、支給する産業教育手当に関し必要な事項を規定している。

しかし、産業教育手当は、全国一律で支給されておらず、各都道府県によりかなりの差がある。本調査を通し、各都道府県の実情を共有するとともに、待遇改善に向けた資料とすることを調査の目的としている。

2. 調査対象

全国理事（全47都道府県）より回答

3. 調査結果

今回の調査では、全日制・定時制に分けて回答を求めた。割合支給の場合、全日制・定時制の課程による手当の違いがあり、定額支給の場合、教諭等や実習助手等（職務の級や号給・号俸の違い）で差のある都道府県が見られる。以下定額支給で複数の金額がある場合、平均金額をその都道府県の金額とした。

(1) 産業教育手当が支給されているか。

	都道府県
支給されている	46
支給されていない	1（鳥取県）

(2) 支給額は、月額給与額に対する割合（%）または、定額（円）か。

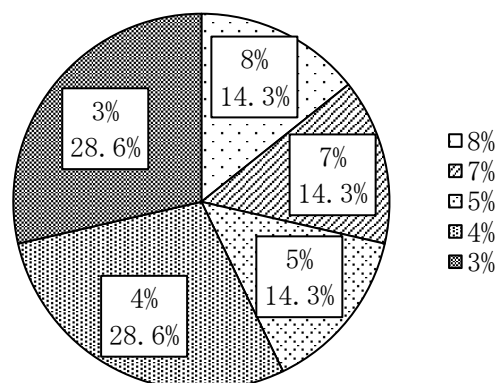
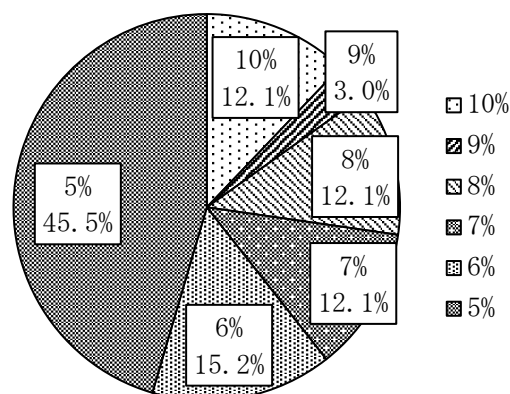
	都道府県
割合（%）	33
定額（円）	13

(3-1) 月額給与額に対する割合（%）全日制

	都道府県	割合
10%	4	12.1%
9%	1	3.0%
8%	4	12.1%
7%	4	12.1%
6%	5	15.2%
5%	15	45.5%

(3-2) 月額給与額に対する割合（%）定時制

	都道府県	割合
8%	1	14.3%
7%	1	14.3%
5%	1	14.3%
4%	2	28.6%
3%	2	28.6%



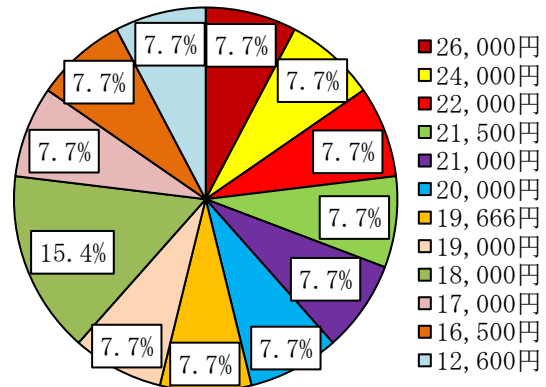
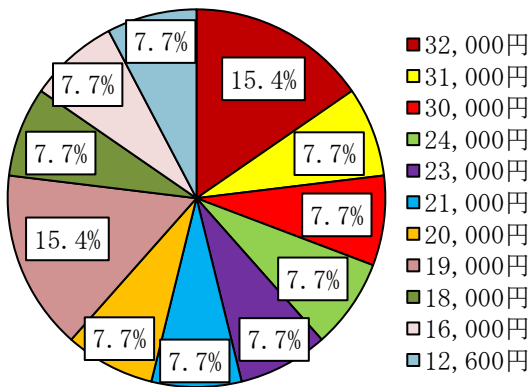
(4-1) 定額支給 (円) 教諭等

	都道府県	割合
32,000円	2	15.4%
31,000円	1	7.7%
30,000円	1	7.7%
24,000円	1	7.7%
23,000円	1	7.7%
21,000円	1	7.7%
20,000円	1	7.7%
19,000円	2	15.4%
18,000円	1	7.7%
16,500円	1	7.7%
12,600円	1	7.7%

(4-2) 定額支給 (円) 実習助手等

	都道府県	割合
26,000円	1	7.7%
24,000円	1	7.7%
22,000円	1	7.7%
21,500円	1	7.7%
21,000円	1	7.7%
20,000円	1	7.7%
19,666円	1	7.7%
19,000円	1	7.7%
18,000円	2	15.4%
17,000円	1	7.7%
16,500円	1	7.7%
12,600円	1	7.7%

※その他の職は、4. 都道府県別調査データを参照。



4. 都道府県別調査データ

都道府県	全日制 (%・円)			定時制 (%・円)		
	教諭等	実習助手等	その他の職	教諭等	実習助手等	その他の職
北海道	8%	8%		8%	8%	
青森県	12,600円	12,600円				
岩手県	8%	8%	8%			
宮城県	6%	6%	6%			
秋田県	5%	5%	5%			
山形県	10%	10%				
福島県	23,000円	18,000円				
東京都	8%	8%		5%	5%	
神奈川県	156号給～ 38,000円 97～155号給 34,000円 53～96号給 29,000円 ～52号給 23,000円	117号給～ 21,000円 59～116号給 20,000円 ～58号給 18,000円	3級97号給～ 38,000円 3級～96号給 34,000円 再任用 3級34,000円 2級23,000円 1級18,000円			

都道府県	全日制 (%・円)			定時制 (%・円)		
	教諭等	実習助手等	その他の職	教諭等	実習助手等	その他の職
埼玉県	30,000円	24,000円	15,000円			
千葉県	32,000円	26,000円	再任用教諭 23,000円 再任用実習助手 19,000円			
茨城県	5%	5%		3%		
栃木県	32,000円	22,000円				
群馬県	9%	9%	9%			
山梨県	10%	10%	10%			
静岡県	5%	5%	5%			
新潟県	5%	5%	5%			
富山県	6%	6%		4%	4%	4%
石川県	7%	7%	7%			
福井県	2級 19,000円 1級 14,000円	2級 19,000円 1級 14,000円	2級 19,000円 1級 14,000円			
長野県	20,000円	20,000円	20,000円			
愛知県	7%	7%	7%			
岐阜県	5%	5%	5%			
三重県	10%	10%	10%			
滋賀県	6%	6%	6%			
京都府	8%	8%	8%			
大阪府	21,000円	21,000円	21,000円			
兵庫県	10%	10%	10%			
奈良県	5%	5%		3%		
和歌山県	5%	5%				
鳥取県	—	—	—	—	—	—
島根県	※300円/1h	※300円/1h				
岡山県	19,000円	19,000円	19,000円			
広島県	6%	6%	6%			
山口県	5%	5%				
徳島県	5%	5%	5%			
香川県	7%	7%		7%	7%	
愛媛県	7%	7%				
高知県	19,000円	17,000円				
福岡県	5%	5%	5%			
佐賀県	5%	5%	5%			
長崎県	5%	5%	5%			
熊本県	5%	5%	5%			
大分県	5%	5%				
宮崎県	5%	5%	5%			
鹿児島県	24,000円	2級 24,000円 1級 19,000円				
沖縄県	6%	6%		4%	4%	

※島根県は、1時間（50分）×300円の実施授業時間分。

週15時間の持ち時数の場合、15時間×300円＝4,500円/週。月であれば、4,500円×4週＝18,000円程度。

行事等で授業が実施されない場合、手当は支給されない。

農業情報処理や農業経営など、座学のための授業は手当支給の対象にならない。

5. 分析・まとめ

昨年度から継続した調査となった。前回と比べ、詳細に調査していただいた都道府県もあった。また、全ての全国理事より回答を頂き、今年度も各都道府県のより詳細な実情を把握することができた。

月額給与額に対して割合（％）で支給されている都道府県は、33で産業教育手当が支給されている都道府県の70％強にあたるが、全日制で最高10％から最低5％と差がある。この中でも最低の5％が割合支給の45.5％と割合支給の半分近くを占めている。また、定時制では、全日制と比べおおむね低い傾向であり、各都道府県ともに、定時制通信教育手当（定通手当）の影響があると考えられる。東京都の場合、産業教育手当と定時制通信教育手当を合わせて10％の支給となっている。

定額支給（円）されている都道府県は、13で産業教育手当が支給されている都道府県の30％弱にあたる。金額は教諭等で最高32,000円から最低12,600円で約20,000円の差、実習助手等も同様に最高26,000円から12,600円と差がある。また、神奈川県や福井県、鹿児島県で数段階に分かれており、職務の級や号給・号俸により金額の差がある。神奈川県や福井県、鹿児島県にみられる職務の級や号給・号俸による金額の差は、割合支給と似た性質ものと考えられるが、純粋に定額支給の場合、経験年数とともに実質的な支給割合は下がっていく。さらに、その他の職や再任用の報告もあり、充実した調査データとなった。

産業教育手当は、「産業教育手当の支給に関する法律」（6.資料を参照）により定められているが、その運用は各都道府県により様々であり、鳥取県に至っては支給されていない。同じ学習指導要領に基づき教育活動を行っている教職員間でも、都道府県によりかなりの差が生じていることが今回の調査で確認された。

本調査が、農業教育にかかわる教職員の待遇改善に向けた資料になるよう願うとともに、関係機関へ適正な支給を強く要望したい。

6. 資料（第56回農業教育研究協議会「農場協会のあらまし」より抜粋）

要請活動の成果 全高農は設立当初より要請活動を続けている

（2）産業教育手当の支給獲得

昭和31年（1956）給与法による待遇改善策として調整額10％支給を要請

昭和32年（1957）議員立法で「産業教育手当法案」が提出され、「産業教育手当法」が公布

【公布内容】①7％支給、②支給は教諭（沖縄県を除く）、③定通手当との併給制限
〔この決定を不服とし10％支給・支給制限解除に向け要請活動を継続〕

昭和33年（1958）経験年数6年以上の実習助手への支給が決定

昭和35年（1960）定時制通信制手当との併給制限解除が決定

（同年） 実習助手の経験年数3年の撤廃。沖縄県の農業教員への手当支給が決定

昭和42年（1967）農業・水産教員のみ3％増額が決定し、全日制10％、定時制6％となる

平成15年（2003）「国立大学法人法」の施行により、産業教育手当が法人に移譲

地方自治法204条に規定され、地方自治体が独自に給することとなった

【現 状】現在も「産業教育手当」について国会要請を継続

①継続的な支給の確保、②10％支給を国から都道府県へ指導要請